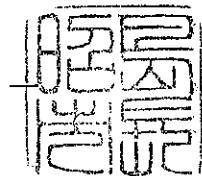




19都計第12号  
平成19年5月8日

国土交通省道路局長 殿

昭島市長 北川 穂



中期的な計画の作成にあたっての意見（回答）

平成19年4月2日付けでご依頼のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

## **1. 都市計画道路の整備について**

都市計画道路は、広域連絡道路として地域の活力を生み出し、また、地域基幹道路として利便性を高めるとともに、生活道路への車両の進入を抑制し、安全性・快適性を高めるものであります。

しかし、その殆どが昭和36年に都市計画決定されていますが、施行されているのは、6割程度にすぎません。

一方、都市計画道路予定地内に存する土地については、建築制限を受けており、たとえ高い容積率が指定されている場所でも、一定の範囲の建築物しか築造することができず、個人の財産を長期にわたり制限している状態です。

早期整備を実現するために、地方財源では限りがあるため、国庫補助金の増額をお願いしたい。

## **2. 交通安全事業地区一括統合補助金について**

現在、昭島市では、ボトルネックとなっている踏み切り及び鉄道の高架下となっている道路等を拡幅し、渋滞の解消と歩行者の安全確保等を図るため、交通安全事業地区一括統合補助金を受け整備事業を行っています。

当該事業は、連絡軸としての需要も高く、整備に対する住民要望も多い事業であるため、早期整備に向けて、補助金の増額を要望します。

## **3. 狹あい道路の用地取得について**

昭島市内にある幅員4m未満の狭あい道路は、市道全体の約51%という状況にあります。市民の日常の暮らしを支える身近な生活道路がこういった状況にあるということは、消防車等緊急車両の救援活動や避難路の確保、歩行者等の安全性、日照・通風等生活環境など、市民の安心・安全、快適な生活環境の確保のうえで、重要課題となっております。

そこで、狭隘道路の整備を目的に、建築基準法第42条第2項（セットバック道路）及び東京都建築安全条例第2条第1項（隅切り用地）の規定に該当する用地の買収について、国庫補助事業としての採択をお願いいたしたい。